

第 I 章 基本的事項

1 策定経緯

- 2011年6月に、本県の健康福祉施策全体の方向性を示す「あいち健康福祉ビジョン」を策定し（2016年3月改定）、健康福祉各分野の個別計画と一体となって、福祉・保健・医療に関する様々な取組を実施してきた。

【現行ビジョンの計画期間】2016年度～2020年度

- 今年度末に現行ビジョンの計画期間が終了することから、引き続き、次期ビジョンを策定し、健康福祉施策の一層の推進を図る。

3 計画期間

2040年頃(*)までを展望し、2021年度から2026年度までの6年間を計画期間とする。

(*) 団塊ジュニア世代（1971～74年生）が全て高齢者（65歳以上）となる。

2 ビジョンの性格・位置づけ

- 本県の健康福祉の進むべき方向性を示す基本指針とする。
- 健康福祉の各分野における個別計画の上位計画とし、各分野の横断的・重点的な取組の方向性を示す。
- 社会福祉法第108条に基づく「都道府県地域福祉支援計画」として位置付ける。
- 「あいちビジョン（2020年策定予定）」における方向性やSDGsの理念を踏まえて策定する。

第 II 章 健康福祉を取り巻く社会の現状と展望（2040年頃を見据えて）

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 人口減少の進行、人生100年時代の到来 <ul style="list-style-type: none"> ・本県の人口は、707万人で2019年より約50万人減（2040年推計） ・高齢化率が31.6%となり、高齢者人口はピーク（2040年推計） ・生産年齢人口の減 ・年少人口の減 ・人口構成・人口推移に地域差 ・平均寿命は男性83.27歳、女性89.63歳（2040年推計） ○ 世帯の多様化・小規模化 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者単身世帯の増 ・結婚や家庭に関する価値観の多様化 ○ 地域のつながりの希薄化 <ul style="list-style-type: none"> ・人口減少、共働き世帯の増加、定年延長等による地域社会の担い手の減少 ・元気な高齢者に期待される役割の増 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 健康福祉を取り巻くニーズの増大、複雑化・多様化 <ul style="list-style-type: none"> ・要介護高齢者、認知症高齢者の増 ・医療・介護費の増 ・医療福祉分野における人材不足 ・子育て、介護、治療と就労の両立 ・女性、高齢者、障害者就労の拡大 ・外国人県民の増加、多国籍化 ・個人や世帯の抱える課題の複合化、複雑化による包括的な支援の必要性の増加（8050問題、介護と育児のダブルケア等） ○ 情報通信分野を始めとする先進的技術の革新 <ul style="list-style-type: none"> ・AI、ロボット等の技術の進展 ○ 災害・感染症リスクの増大 <ul style="list-style-type: none"> ・大規模地震の発生、風水害の頻発・激甚化 ・新型コロナウイルス等新たな感染症流行への危惧 |
|--|--|

○ 地域共生社会の必要性の拡大

○ 健康福祉サービスの持続可能性への懸念

第Ⅲ章 基本的な視点

- これまで人口増加を維持してきた本県においても、今後、本格的な人口減少が進行することが見込まれている。
- 健康福祉に関するニーズの増大、多様化、複雑化とともに健康福祉サービスの持続可能性への懸念が高まる中、限られた人的・物的社会資源を有効に活用し、地域で共に支える社会の構築が求められている。
- こうした中、健康福祉サービスのより一層の充実を図りつつ、一人ひとりがその人らしく生活し、地域の多様な主体が相互に連携し地域社会の担い手として活躍する「すべての人が輝くあいち」を実現するため、**健康福祉分野の様々な取組を進める上で共通して必要となる考え方を「基本的な視点」として以下のとおり整理する。**

視点1 共に支え合う地域づくり

- 単身世帯の増加や地域社会の担い手の減少等により、多様な主体が地域社会で支え合うことが必要
- 地域社会は、年齢、性別、家族構成、健康状態、経済状況、国籍、価値観等が異なる多様な人が共に生活する場であることを認識し、互いに違いを尊重し合うことが重要
- 地域社会の課題を一人ひとりが自らの問題としてとらえることが求められる
- 支える - 支えられるは、固定化した関係ではなく場面に応じた役割を果たすことが求められる

視点2 本人・世帯を主体とした包括的支援

- 個人や世帯を取り巻く課題が複雑化・複合化するなか、制度別ではなく包括的な支援が必要
- 既存の制度にあてはめるのではなく、本人・世帯の抱える課題をありのままに把握することが必要
- 尊厳を持ったかけがえのない個人として、個々の生き方や考え方、可能性を尊重し、そのQOLの向上を目指すことが重要
- 課題を的確に分析し、適切な支援につなげる役割・しくみが重要

視点3 予防・早期対応の重視

- 個々人のQOLの維持・向上や、医療や介護に要する費用の伸びを緩やかにするためにも、予防、早期対応により重度化を防ぐことが必要
- 健康づくりや介護予防など、一人ひとりが自ら予防に努め、様々なリスクに備えることが重要
- 家族、住民、学校や職場、専門家など周囲の人が孤立化を防ぐことにより、早期に気付くことができる関係や機会が重要
- 気付きを適切な支援につなげる役割・しくみが重要

視点4 役割分担の明確化

- 持続可能性への懸念が高まる中では、限られた資源で効率的にサービスを提供できるしくみが必要
- 市町村・県・国の行政機関の役割分担や、住民・地域・社会福祉協議会・ボランティア・NPO・企業等に求められる役割の明確化が必要
- 各種のサービス提供体制の中で、適切な機能分化と連携（機関ごとの役割分担や連携、専門職と補助者の役割分担等）が求められる

第1節

共に支え合う地域づくり

(1) 分野にとられない包括的な支援

生活困窮者自立支援、自殺・ひきこもり対策等、様々な課題が複雑・複合的に重なった事例等に対し、分野にとられないことなく、個人・世帯の思いを尊重しつつ状況に応じた適切な支援を推進する。

(2) 一人ひとりの尊厳を尊重した社会づくり

虐待や差別など人権が脅かされる事案の防止や、権利擁護や成年後見など判断に不安がある方への支援等により、自立した個人としての尊厳を確保する。

(3) 地域を支え活躍する人づくり

ボランティア活動への参加促進やNPOとの連携・協働、高齢者の地域活動の参加促進等により、地域における多様な主体の支え合いを推進する。

(4) 共に支える意識の醸成と環境づくり

幅広い世代の意識づくりや企業等と一体となった取組等を通じて、地域を共に支える機運を醸成するとともに、バリアフリーの推進等によりソフト・ハードの両面から社会全体で支え合う環境づくりを推進する。

第2節

安心・安全なくらしを支える
サービスの充実

(1) 子ども・子育て支援

若者の就労支援、結婚・妊娠・出産、子育てまでライフステージに応じた切れ目ない支援とともに、社会全体で子ども・子育て家庭を応援する基盤づくりを進めることで、出産、子育てに関する希望をかなえ、日本一子育てしやすいあいちの実現を目指す。

(2) 健康寿命の延伸

若いときからの生活習慣の改善による健康づくり、疾病の発生予防や重症化予防、高齢期の介護予防や社会参加の推進等の取組を進め、平均寿命と健康寿命の差の縮減を図り、健康長寿あいちの実現を目指す。

(3) 医療・介護

病床の機能分化や連携の促進、疾患に応じた医療提供体制の構築等により地域医療の確保を図るとともに、地域包括ケアシステムの構築や認知症高齢者への支援の充実を図り、人生100年時代を地域で安心して暮らし続けられる社会の実現を目指す。

(4) 障害者支援

障害のある人の生活支援やその人らしく活躍できる機会の充実を図ることにより、障害のある人の自立と社会参加を促進するとともに、障害の有無によって分け隔てられることなく共に暮らすことのできる地域社会の実現を目指す。

第1節 共に支え合う地域づくり

【現状・課題】

- 家庭機能の低下や地域のつながりの希薄化等により、地域における支え合いの機能が脆弱化している。また、人口減少の本格化に伴い地域を支える担い手の不足も懸念されている。
- 個人や世帯が抱える課題やリスクが複合化、多様化し、高齢者・子ども・障害のある人といった従来の福祉が前提としてきた対象者の属性だけではとらえきれない事例が指摘されており、これらの課題やリスクに包括的に対応し支援を提供する体制の整備が求められている。
- 一方、NPO活動や企業の社会貢献活動が拡大しているほか、人生100年時代の到来を迎え、地域づくりにおける元気な高齢者の活躍も期待されている。
- 誰もが尊厳を持ったかけがいのない個人として尊重され、安心して地域で生活していくためには、行政や専門的支援機関のみならず、こうした多様な主体や地域住民が連携し、地域で共に支え合う社会の構築が必要である。

【主要な施策の方向性】

（1）分野にとらわれない包括的支援の推進

- ・ 市町村における包括的支援体制整備※への支援
※ 地域生活課題に関する相談を分野にとらわれず受け止め、多機関が協働して課題解決に向けた支援を包括的に提供する体制
- ・ 包括的な支援や分野横断的な支援が必要な施策の推進（生活困窮者自立支援、ひきこもり状態にある人への支援、自殺対策、矯正施設出所者への地域定着支援、災害時要配慮者支援 等）

（2）一人ひとりの尊厳を尊重した社会づくり

- ・ 障害者差別解消推進条例に基づく取組の推進、人権教育や人権に関する意識の啓発
- ・ 高齢者や障害者虐待防止対策、ドメスティック・バイオレンス対策の推進
- ・ 成年後見制度の利用促進、サービス評価・苦情解決などサービスの選択・利用の支援

（3）地域を支え活躍する人づくり

- ・ NPOとの連携、協働の促進、ボランティアの養成等住民の地域づくりへの参加促進
- ・ 元気な高齢者の社会参加の促進

（4）共に支える意識の醸成と環境づくり

- ・ 子育てを応援する機運の醸成、障害のある人や認知症の人への理解の促進、福祉教育の推進、企業等と連携した健康づくり、ワーク・ライフ・バランスの推進（育児、介護、治療等との両立）
- ・ 多文化共生の理解促進等外国人住民への支援
- ・ 不特定多数の人が利用する施設等のバリアフリーの推進

第2節 安心・安全なくらしを支えるサービスの充実

(1) 子ども・子育て支援

【現状・課題】

- 本県が活力を維持し持続的に発展していくためには、少子化の流れに歯止めをかける必要がある。
- 少子化の主な要因としては、未婚化や晩婚化の進行、子育てに対する不安感や負担感が指摘されている。
- 世帯の状況や保護者の就労等により、子育て家庭のニーズは多様化している。さらには、貧困やひとり親家庭など配慮が必要な家庭への状況に応じた支援も求められている。
- すべての子どもの育ちの過程、結婚前も含めた子育て世代のライフステージに切れ目なく寄り添い、幅広い分野・機関が連携して包括的に支援していくことが必要である。

【主要な施策の方向性】

- ◆ **結婚・出産を支える基盤づくり**
 - ・ 若者の就労支援、結婚支援
 - ・ 安心して妊娠・出産できる医療体制の確保や不妊治療への支援
- ◆ **子ども・子育て家庭への切れ目ない支援**
 - ・ 地域における子育て支援機関の連携促進や訪問支援の充実、経済的支援
 - ・ 保育所をはじめとする保育の受け皿の拡充、保育人材の確保
 - ・ 多様な保育サービスや放課後児童対策の拡充
 - ・ 母子保健サービスや小児医療体制の充実
- ◆ **配慮が必要な子ども・子育て家庭への支援**
 - ・ 貧困家庭やひとり親家庭における子どもの学習支援や保護者への生活支援
 - ・ 児童虐待に対応する児童相談センターや市町村の体制強化、妊娠期からの虐待予防の支援
 - ・ 里親等への委託の推進、施設等入所児童の自立支援等社会的養育体制の整備

(2) 健康寿命の延伸

【現状・課題】

- 生涯にわたり生きがいをもち充実した生活を送ることは、人生100年時代の到来を迎え一層重要となる。
- 本県健康寿命は男女ともに全国的に高い水準にあるが、さらなる延伸により、平均寿命との差の縮減を図ることが望まれる。
- 県民の死因の半数以上を、がん、心疾患、脳血管疾患等の生活習慣病が占めている。また高齢化の進行に伴う要介護者の増加も懸念されている。
- このため、高齢や病気になってからの対応だけでなく、全世代を通じての健やかな生活習慣の形成や、疾病の発生・重症化予防、介護予防の取組を推進していくことが必要である。

【主要な施策の方向性】

- ◆ **生活習慣の改善による健康づくり**
 - ・ 栄養・食生活、喫煙、飲酒、歯科口腔に関する正しい生活習慣の知識の普及
 - ・ 健康づくりに取り組む環境整備の推進
 - ・ 受動喫煙防止対策の推進
- ◆ **疾病の発生予防と重症化予防**
 - ・ 生活習慣病の発症予防に関する正しい知識の普及
 - ・ がん検診、特定健診・特定保健指導受診率向上に向けた取組の推進
 - ・ こころの健康の保持・増進
- ◆ **介護予防と生きがい対策の推進**
 - ・ 多様な介護予防サービスの提供体制の充実
 - ・ 認知症予防の推進
 - ・ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に向けた支援
 - ・ 高齢者の生きがいと健康づくりの推進

(3) 医療・介護

【現状・課題】

- ライフステージを通じて、安心で質が高く効率的な医療の提供は、地域生活における安心の基盤となるものである。
- 高齢化に伴い、今後も生活習慣病の増加など疾病構造の変化や、要介護高齢者の増加などが見込まれ、医療・介護需要の急増が懸念される。
- このため、ICT等先端技術の活用や、関係機関の役割分担と連携等により、限られた人的・物的資源を効率的に活用し、高齢化に対応した医療・介護提供体制を確保していくことが急務となる。
- さらには、頻発する災害や今般の新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、非常時においても必要な医療・介護が確保されるよう備えることが必要である。

【主要な施策の方向性】

- ◆ 質の高い医療を受けられる体制の確保
 - ・ がん、脳卒中、心血管疾患、糖尿病、精神疾患等の疾病に応じた医療の提供
 - ・ 救急医療、へき地医療の確保
- ◆ 高齢化に対応した医療・介護提供体制の確保
 - ・ 病床の機能分化・連携の推進、在宅医療の充実
 - ・ 介護サービス基盤の充実、認知症施策の推進
 - ・ 地域包括ケアシステム構築のための支援
- ◆ 医療・介護を支える人材の確保
 - ・ 勤務環境改善や再就業支援等による医師・看護師の確保
 - ・ 参入促進、処遇改善等による介護人材の確保
- ◆ 大規模災害や感染症への備え
 - ・ 災害時における保健・医療・福祉提供体制の確保
 - ・ 感染症医療提供体制の確保、感染拡大防止対策の推進

(4) 障害者支援

【現状・課題】

- 全ての県民は、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである。
- 障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが多様性を認め合い、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現が求められている。
- このため、障害のある人の特性を踏まえたうえで、福祉、保健、医療、就労、教育、文化芸術等幅広い分野において、自立と社会参加を促進する施策を講じていくことが必要である。
- また、施策の推進にあたっては、障害のある人や家族、支援者、関係団体などの意見を尊重するとともに、身近な地域で取組が広がるよう市町村と連携を図りながら進めることが重要である。

【主要な施策の方向性】

- ◆ 障害のある人の生活支援
 - ・ グループホーム等の住宅の確保
 - ・ 手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進
 - ・ 福祉施設や精神科病院等からの地域移行の推進
 - ・ 相談支援体制の充実
 - ・ 重症心身障害児者や医療的ケア児者に対する支援体制の整備
 - ・ 障害福祉に携わる人材の育成・確保
- ◆ 障害のある人が活躍できる機会の充実
 - ・ 職業教育、職業訓練
 - ・ 障害者雇用の促進
 - ・ 工賃向上に向けた取組、農福連携の推進
 - ・ 特別支援教育の推進
 - ・ 特別支援学校の整備、医療的ケア等支援の充実
 - ・ 障害のある人の芸術文化活動の推進
 - ・ 障害者スポーツの推進